

中小企業用 一体型特許出願書様式の導入（お願い）

荒井寿光

1. 中業企業にとっては、特許の手続きは複雑で難しい。

- ・特許の審査のためには、出願だけではなく、審査請求が必要だということを知っている中小企業は少ない。
- ・早期審査請求制度は、ほとんど知らない。

2. 普及広報だけでは限界がある。

過去10年間、説明会の開催、パンフレットの配布、ホームページでのPR、弁理士会への協力依頼を行ってきたが、効果は限界がある。

3. そこで、中小企業用一体型願書を導入する。

中小企業は、一般に出願と同時に審査を希望しているので、

① 特許の出願書 ② 審査請求書 ③ 早期審査請求書を一体にした願書の様式を導入する。

（民間の保険の申し込み用紙に、特約に○をつけるだけで1枚ですむのと同じ考え）

出願時に審査請求を希望しない中小企業は従来と同じ手続きをする。

（お願い 提案）

知財推進計画2010に盛り込むべき事項 （参考資料2 p11）

2. 世界に通用する新規事業を創出する

（1）ベンチャー・中小企業の知財を活用する

[施策]（支援施策の充実） に次の項目を追加していただきたい。

- ・中小企業用に特許願書、審査請求書、早期審査請求書を一体にした願書の様式を導入する。 （短期）（経済産業省）